総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和８年２月２４日（火曜日）
　　午前１０時開会　午後０時５０分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）消防本部関係
　（２）市長公室関係
　（３）総務部関係
　（４）市民生活部関係
　（５）その他
　４　閉　会

出席委員（８名）

委員長	目黒　英一
副委員長	菅井　歩美
委　員	古沢　喜幸
委　員	篠塚　昌毅
委　員	小坂　博
委　員	奥谷　崇
委　員	滝田　賢治
委　員	栁澤　健二

説明のため出席した者（２３名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
産業経済部長	羽成　健之
消防次長	比氣　武行
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀

広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
市民活動課長	大貫　三千夫
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
農林水産課長	岡田　将之

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○目黒委員長　それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは総務市民委員会、令和８年２月２４日開催のフォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①ア令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、常備消防車両更新事業について、執行部より説明を願います。

○持丸消防総務課長　消防総務課です。よろしくお願いいたします。資料につきましては、資料①ア令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、常備消防車両更新事業をお開きください。常備消防車両更新事業（継続）について御説明いたします。予算額につきましては７，０００万３，０００円の事業で緊急防災・減災事業債を活用し、更新するものでございます。事業の目的といたしましては、長年の使用により性能が劣化した消防車両において、更新基準に達している消防車両を計画的に更新することにより、消防力の維持・強化を図るものでございます。事業の概要につきましては、消防車両更新計画に基づき消防ポンプ自動車、救急車の整備をしてまいりました。新年度につきましては、土浦消防署配置の消防ポンプ自動車を更新する計画となります。車両

購入費につきましては、１台分で７，０００万３，０００円でございます。また、標準的な車両ではございますが、年々資機材等が増え、車両積載に苦慮している状況です。現場職員の声を考慮し、キャブのハイルーフ可や新たな収納スペースを確保した車両を予定しております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　次回でいいので資料をお願いしたいんですが、消防車両は大型免許を持っていないと運転できない車両なのか、今は普通免許でも種類が変わったので、その辺のところと、大型免許を持っていない職員の訓練とか免許取得の何か補助みたいなものがあるのか、それも含めて教えていただきたいと思います。

○持丸消防総務課長　本委員会で資料を提出させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○古沢委員　更新する消防車両は何年ぐらい経っているんですか。

○持丸消防総務課長　平成２２年登録になりまして、１６年使用した車両になります。キロ数につきましては、１４万キロ、消防車両というのは機関回転というものが別にありまして、ポンプを運用した時間を計算しますと大体４１万キロ乗った車両という形になります。

○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①イ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、消防庁舎整備事業について、説明を願います。

○持丸消防総務課長　資料①イ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、消防庁舎整備事業をお開きください。消防庁舎整備事業（継続）について御説明いたします。予算額につきましては、４億６，４４５万３，０００円でございます。財源内訳といたしましては、地方債２億３，９８０万円は新築工事及び工事管理に関する一般事業債でございます。一般財源につきましては、２億２，４６５万３，０００円となります。事業の目的といたしましては、老朽化した庁舎の整備と署所の再編を検討し、安定的・効率的な消防行政を目指すものでございます。事業の概要といたしましては、今年度末までに設計が整い、新年度からは入札、９月議会提出、新築工事、上下水道整備工事を計画しております。中央の予算内訳といたしましては、旅費、役務費、委託料、工事請負費、その他の合計といたしまして４億６，４４５万３，０００円でございます。また、委託料及び工事請負費新築工事につきましては、令和８年度、令和９年度の２ヵ年の継続費となりますので計上は令和８年度分でございます。今後の予定といたしましては、令和９年度に完成し、移転を予定しております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料②土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）について、説明願います。

○堀越警防救急課長　警防救急課でございます。土浦市消防団員等公務災害補償条例の

一部改正（案）について、御説明させていただきます。資料②をお願いします。１の改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が昨年改正され、今回も改正されます。扶養手当の規定につきましては、経過措置が定められており、当該経過措置は令和８年３月３１日に終了する予定でございます。これを受けまして、土浦市消防団員等公務災害補償条例が準拠する非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきましても、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されるため、本条例についても同様の改正を行うものでございます。２の改正概要につきましては、２（１）の表を御覧ください。この表は、階級ごと、勤務年数ごとに定められた基礎額で、アンダーラインが引かれている金額が改正後の金額となり、３００円から５００円増額改正するものでございます。つぎに、（２）につきましては、消防団員以外の消防作業従事者等、いわゆる民間協力者の補償基礎額の最低額を９，７００円から１万円、最高額を１万４，５００円から１万５，０００円に引き上げる改正を行うものでございます。つぎに、（３）の表を御覧ください。この表は加算額の表となります。扶養手当支給額が改定されたことから扶養に係る補償基礎額の加算額についても見直され、表の第１号の区分の配偶者につきましては、令和６年度に２１７円であったものを令和７年度に１００円とし、令和８年度は廃止となります。第２号の区分、２２歳を迎えるまでの子につきましては、令和６年度に３３３円であったものを令和７年度に３８３円に引き上げ、さらに令和８年度に４３３円に引き上げるものでございます。なお、第１号が廃止になりましたので、２号が１号となり、以降１号ずつ繰り上げるものでございます。最後に、３のモデルケースにつきましては、今回の改正を踏まえ、改正前と改正後の基礎額で休業補償額を算定し、比較させていただきました。モデルにつきましては、分団長歴が７年で配偶者有り、１７歳の長女と１１歳の長男がいる場合でございます。改正前の基礎額で計算しますと、１４万７，９８０円になりますが、改正後の基礎額で計算しますと１５万２，４２０円となり、改正後は４，４４０円増額になるものでございます。なお、配偶者の加算額は廃止となりますが、基礎額全体が３００円から５００円増額されておりますので減額になるものは無く、不利益になることはございません。４の施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。この資料のほか、改正案文と新旧対照表の資料を添付しておりますので、後ほど御確認いただくようお願いいたします。土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（案）についての御説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、その他の報告事項に移ります。資料③令和７年中災害概要について、説明を願います。

○堀越警防救急課長　警防救急課です。令和７年中の災害概要について御説明いたします。資料③をお願いします。はじめに、火災件数につきましては、７０件発生しており、昨年と比較すると１１件増加しております。火災種別につきましては、建物火災が３３件発生しており、昨年と比較しますと１３件増加しております。建物火災は全国的にも

増加傾向にあり、要因としましては電気器具、電気配線のトラブル、リチウムイオン電池、コンロのかけ忘れなど調理中に出火したものが大きな割合を占めています。その他の火災につきましては、３０件発生しており昨年と比較し２件減少しております。減少しているとはいえ、たき火や火入れによるものが多数発生しておりますので、その他の火災は依然、高止まりの状況でございます。火災件数につきましては、以上でございます。つぎに、救急件数につきましては８，２１４件出動しており、昨年と比較すると７４８件減少しております。減少した要因としましては、令和６年１２月２日から茨城県内において選定療養費徴収制度を開始したものだと考えております。特に減少したのが急病人と一般負傷によるものになっており、茨城県の取組に一定の効果があったと考えられます。救急件数につきましては、以上でございます。最後に、救助件数につきましては、１４１件出動しており、昨年と比較し７件増加しております。そのうち救助した人員は６２人となり、昨年と比較し１人増加しております。出動件数が多いのにもかかわらず、救助人員が少ない理由につきましては、交通事故、その他の事故で出動した際、事故事案がない誤報や水難事故、建物等による事故におきましては、搬送に至らない社会死となる事案が多いことだと考えられます。令和７年中の災害概要につきましては、以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○栁澤委員　火災の部分で、その他の火災の原因として火入れという言葉がございました。これは付け火や放火というような認識でよろしいでしょうか。

○堀越警防救急課長　今の御質問ですが、火入れと言いますと例えば田んぼとかですね、害虫駆除を目的としたものでございます。放火とはまた違う認識でございます。

○栁澤委員　ありがとうございます。分かりました。以前、放火による火災もいくつか発生していたということもあったと思いますが、それの内訳といいますか、放火が原因だと思われるもの、また、発生要因というのは特定できたのでしょうか。分かれば教えてください。

○堀越警防救急課長　今のところ火災原因につきましては、調査中のも含めてありますので詳細はございませんが、依然としまして放火、放火疑いというのは、一定数発生しているのは変わらない状況でございます。

○栁澤委員　消防単独で解決できる問題ではないと当然思いますので、警察などと協力して解決に向けていければなというふうに思います。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料④土浦市消防団第４・第５方面隊の統合について、説明を願います。

○堀越警防救急課長　土浦市消防団第４・第５方面隊の統合について、御説明させていただきます。資料④をお願いいたします。１の統合の経緯につきましては、繰り返しになってしまいますが、令和４年１２月に新治地区の分団から「消防団活動ができないので、分団を廃止したい」との申出が消防団本部と事務局である消防本部警防救急課にあ

り、他の分団においても消防団活動存続について様々な意見がございました。消防団としては、活動不能になる分団が増えてくると考え、新治地区の消防団幹部で協議し、分団を存続させるために統合を進めることになりました。２の地区長説明及び個別協議につきましては、令和７年４月２６日、令和７年６月２１日に第１回、第２回と地区長説明会を行い、消防団の統合案を提示し了承を得ました。その後、統合を希望する分団、地区長等による個別協議を行い、令和７年１０月１２日に全ての協議が終了、第３回地区長説明会を１２月１４日に行い、消防団統合について全ての地区長から了承を得ました。３の今後の予定につきましては、令和８年３月中に４月以降統合して活動する分団は新体制で役職に就く団員を選出していただき、令和８年４月１日から新体制で分団の試行運用を開始いたします。統合した分団につきましては、分団からの要望により１年の猶予期間を設けて活動拠点、使用車両、使用資器材などについて検証していただき、検証を基に決定した内容で、令和９年４月１日から正式運用とさせていただく予定でございます。４の統合後の使用車庫、車両、資器材のタイムテーブルにつきましては、記載のとおりでございます。５の第４・第５方面隊統合の詳細といたしまして、統合した分団と統合後の分団名を記載させていただきました。新しい分団名は、赤文字で記載した分団名となります。６の再編後の管轄につきましては、現在、各分団ごと管轄地域を担当しておりますが、令和８年４月から方面隊ごとに管轄地域を担当するよう規則改正を現在行っているところでございます。このほか、添付の地図につきましては、単独で活動する分団は黄色の網掛け、複数で統合して活動する分団を水色の網掛けで記しております。後ほど御確認いただきたいと思います。最後に、市議会への報告につきましては、活動拠点、使用車両、使用資器材等決定したのち報告させていただく予定でございます。総務市民委員会の皆様には、随時、進展がございましたら報告させていただきます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○滝田委員　確認なんですけれども、表では第４５分団は休団となっているんですけれども、地図上で大志戸となっていますが、これは大志戸でいいということですよね。

○堀越警防救急課長　そのとおりでございます。活動は休止しておりますが、管轄地域は残っておりますので、大志戸の地域を統合した分団で見ていただくような協議内容となっております。

○篠塚委員　分団の車両とか車庫については後ほど報告いただけるということなんですが、この場合、市で車両の処分とか全部面倒を見るということでよろしいですか。

○堀越警防救急課長　おっしゃるとおりで、消防総務課とも相談しながら、使用車両を決めていきまして、使用年数が長いものと短いものがありますので、シャッフルなども考えて、使用する車両を決めていく予定でございます。

○篠塚委員　車庫については、取り壊す場合の費用とかも全部こちらで面倒見るということでよろしいですね。

○堀越警防救急課長　はい。更地にして返すというのが基本的な考え方でありまして、再利用につきましては地区の方々と相談しながら決めていきたいと思いますのでよろし

くお願いいたします。
○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、そのほか消防本部からございますでしょうか。
○堀本消防長　消防本部からはございません。
○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、ないようですので消防本部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。
（消防本部退席）
（市長公室入室）
○目黒委員長　それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①ア令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、ふるさと土浦応援寄附事業について、執行部より説明を願います。
○冨田広報広聴課長　資料①のア令和８年度土浦市一般会計予算（案）、ふるさと土浦応援寄附事業についてでございます。本事業は、本市で実施しておりますふるさと納税事業でございます。事業の目的でございますが、本市ならではの返礼品を拡充し、歳入の確保を図るとともに、地元の特産品等を広くＰＲすることで地域の活性化を図るというものでございます。事業の概要になりますが、本市では平成２０年にこの取組を始めておりまして、令和６年度の寄附実績は、寄附件数５万４，２３０件、寄附額８億９，９１４万余円となっており、過去最高額となる寄附をいただいたところでございます。令和７年度の状況でございますが、昨年１２月末時点で１９億１，６３７万余円と記載してございますが、１月末時点で１９億６，０００万円を超えておりまして、昨年実績を大きく上回っているといった状況でございます。予算でございますが、歳入につきましては約２５億円を見込んでおります。歳出は委託料が主なものとなっており、さとふるや中間事業者への委託料のほか、寄附の受付や受領証明書の発行、返礼品の購入や発送などを委託する経費となっております。今後も本市ならではの魅力ある返礼品を充実させるとともに、あらゆる機会を捉えＰＲに努め、歳入の確保を図ってまいります。説明は以上でございます。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　歳入を２５億円で見てるんですけれども、例年ですと少なく設定して後で補正で増やしているんですが、もし２５億円入ってこなかった場合は減収になってしまいますよね。頑張るのは分かるんですけれども、予算として目標値にするのはどうかと思うのですが、次回で結構ですので根拠を示していただいて、この根拠があって２５億円の歳入があるというような説明をしていただいたほうがよろしいかと思いますのでよろしくお願いします。
○冨田広報広聴課長　委員おっしゃられたとおり、２５億円を見込みますと万が一それが大幅に下回る可能性もゼロではないのでその根拠というものは示して御説明させてい

ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○柳澤委員　今年度の事業内容として、新たな返礼品の企画開発というような文言がございますけども、この企画開発というのは市独自のものを作り出すというよりは、例えば既存の商品を取り入れてと、そういうことも含めているという認識でよろしいでしょうか。
○冨田広報広聴課長　新たな返礼品は、市で企画するというよりは、市内で返礼品となる可能性のある事業所を新たに発掘して、そこに返礼品を新たに出品していただくということで、実際営業に回りまして、そういったところが今年度新たな返礼品として出していただいたところもありまして、令和８年度におきましても、更にそういったところを目指していきたいなというふうに考えてございます。以上でございます。
○柳澤委員　令和８年度の新たなふるさと返礼品の採用なんですけれども、期間としてはいつぐらいからいつぐらいまでで決めていくものなんでしょうか。
○冨田広報広聴課長　時期というのは明確にお示しすることはできないですが、営業活動は年間通して行っておりますので、事業者との調整がつき次第、返礼品として出品していただくということで、随時やっていくような形になるかと思います。よろしくお願いいたします。
○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①イ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、水郷筑波サイクリング環境整備事業について、説明を願います。
○福澄政策企画課長　政策企画課でございます。令和８年度予算（案）の政策企画課における主要事業につきまして、御説明をさせていただきます。①イ令８年度予算（案）について（水郷筑波サイクリング環境整備事業）をお開き願います。事業の目的を御覧いただきまして、こちらの事業は、引き続き、サイクリング環境を活用したイベントや環境整備を推進することで、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的として実施するものでございます。具体的な事業といたしましては、事業内容の左側の箱を御覧いただき、霞ケ浦サイクルーズ運行事業や広域レンタサイクル事業などを引き続き実施いたします。さらに、新たにレースイベントを誘致してまいります。また、ほかのナショナルサイクルルートと連携したプロモーションを実施するほか、新規の取組につきましては、これまで同様、国の補助の状況を見ながら補正予算等での対応を検討してまいります。説明は以上となります。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○柳澤委員　レースイベントを開催ということで、非常に良い取組だなと思いまして、ただ予算としては１２０万円程度ということで、警備員ですとか、道路の貸切とかもあると思うんですけれども、どれぐらいの規模のレースになるんでしょうか。
○福澄政策企画課長　こちらは民間でイベントをやりたいという方がおりまして、市としては１２０万円というのは、賑やかし程度のお金でございます。実際の募集は、今年度末にならないと募集をかけられないのではないかということで、初めての試みですの

で、正直なところ今現在ではどのくらいのイベントになるのか、どのくらいの規模になるかは分かっておりませんが、最初ということでそれほど大きなものにはならないかと考えております。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①ウ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、ＴＸ延伸事業について、説明を願います。

○福澄政策企画課長　つづきまして、資料①ウ令和８年度予算（案）について（TX 延伸事業）をお開き願います。事業の目的といたしましては、つくばエクスプレスの土浦延伸に向けて、市民の機運醸成に資するための啓発活動実施とＴＸ土浦延伸を早期実現する会に対する活動支援により、延伸の早期実現を目的としております。事業の概要に移りまして、これまでの経緯でございますが、令和４年から実現する会として署名活動や決起大会、ＰＲ活動を行ってまいりましたが、今月１８日にはシンポジウムを開催し、５００名を超える多数の方が訪れ、関心の高さがうかがえました。来年度は、引き続き実現する会への補助を行い、市民参加型のイベントを検討していくほか、現状を市民に理解してもらうため、動画を作成し、様々な媒体でのＰＲを行ってまいります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員　まず、動画の中身ということで市民に啓発すると、そういうことでいいんですかね。内容についてもし分かればお願いします。

○福澄政策企画課長　動画の内容はもちろん市民啓発の部分もありますけれども、一番大きな部分につきましては、現在市民は既にＴＸ延伸は土浦に決まったものだと考えてらっしゃる方が多いのかなと私どもは考えております。しかしながら、あくまで茨城県の決定でございまして、これから２０３０年頃に行われる交通政策審議会、こちらを通過させるということが一番のハードルである状況は御理解いただけてないように感じてございます。こういった部分に関しまして、市民に広く理解をいただければよろしいのかなと思っております。

○小坂委員　言わんとすることは分かりました。ただですね、先日もどういうふうに考えるかということを副市長にも申し上げまして、それから大井川知事も先日たまたま新年会でお会いしたときに「土浦は行動が何も見えない」というようなおっしゃり方をされまして、その中で土浦市議会も特別委員会を作ってそういう方向にあるんだと。また、先日つくばで知事が講演されたときに、ここには安藤市長も出席されていたと思いますが、その場でも同じ話をされまして、「土浦は何もしてない」と。それは一体どういうことなのかと私もいろいろ考えたんですが、土浦が何もしてないってのは、土浦市、あるいは土浦市民の動きがないというふうに捉えられているのかと思います。何でそんな言葉が出るかというと、先ほど課長がおっしゃっていたように茨城県では四つの候補がありました。その中で土浦市になりました。そして土浦駅に延伸を決めました。それは誰が決めたのか。茨城県が決めたんです。その時はいろいろ運動をして土浦駅に決まりましたと。その後、土浦市では何をしているのと、やはり県側からすればですよ、私ども

は、署名活動じゃないけど、パンフレットを配りました。いや、それは他人事だろうと。土浦駅延伸を決めたのに、何でそんななんですかというのが本当の意味です。先日、県の課長さんも来てくれて本当に熱心に説明してくれました。特別委員会の中でもそうですし、この間のシンポジウムでもそうです。言っちゃなんだけど、一番恩恵を受けるのは誰なんですかと。土浦市、土浦駅周辺のその人たちなのにやる気がないねと、そのような感じがすると思っていらっしゃるんですね。それは私たちも感じます。何でそうなんだろうと思ってます。この間はシンポジウムをやりましたけど、言われれば何でもやります。私はへそ曲げてるわけでも何でもないんで、気を遣わなくていいですから。そういうことじゃなくて、やっぱりね、本気のところを見せてもらいたいと私は思います。例えば、周りの市町村を巻き込むなら期成同盟を作る。作るのであれば期限を決めて作らないと作れない。実際の話、今年度じゃなくて来年度の話になってしまうんで、今から言っても、人事もどうなるか分からないっていう話もあります。そして、土浦市議会も来年４月選挙だから、あまり議会も動けなくなっちゃうという話はあります。でも、そんなこと言って３年後決めますよっていうときに、今何もしなくてそれでいいのか、実際中身をいくら話したって決まらなきゃ何もしないのと一緒。決まらなきゃどうにもなんないんだ。だからそれまでにどうやって運動するかっていうのが、これが最も大事なことのはずなんだけど、ただ土浦は何もしてないとずっと言われちゃって。私も本当に気持ちがすっきりしないというか、やっぱり本当にやるんだったら、具体的にこれとこれをやると、そういうことを見せない限りは、いくら言っても何もやってないよねって言われるのは関の山だと私は思います。本当は一般質問でやりたかったんですけど、この場でこういう話をさせてもらいます。部長も課長も当然やる気なのは分かっています。分かっていますけど見えません。すみません。よろしくお願いします。ここから行動ですから、早めにやってください。それからＴＸ土浦延伸の実行委員長は、私は議長がやるべきだと思います。私は特別委員会の委員長でございますので、やっぱり降りるべきだろうと思ってますので、その辺もよろしくお願いします。早めに幹事会をやっていただいて、そして予定を早めに立ててください。それしかございません。そして期限は１０月、１１月。それ以降は皆さんできません。選挙になっちゃうんでよろしくお願いします。

○福澄政策企画課長　かなり厳しい御意見、何をやっているか見えないというお話だったと思います。もちろん何もやっていないわけではないのですが、見えてこない部分が大きいのかなと思います。そういった反省を含めまして、今後の行動を議会の皆様とお話をさせていただきながら、早めに決めていきたいと思っております。

○篠塚委員　次回の本委員会のときに、今回予算で出ている３３８万円を使ってどうやっていくかっていうようなものを明確に出していただけますかね。動画作成とありますがどのような動画なのか、市民の機運醸成というのをどういうふうにしていくんだと、そういう資料を出していただくと、この３３８万円がこれからのＴＸ延伸に対しての予算になっていくんだというようなことがあると、また違う御意見が出たり、質問が出ると思うのでよろしくお願いします。

○福澄政策企画課長　確かに動画の作成ですが、額的にも３００万程度と大きな額ではなく、もちろんイメージを使ったりするのが一番話題性があっていいのかなと思いますけれども、いわゆる手作りな部分がかなりありますので、今後もよく検討させていただきたいと思います。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①エ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、奨学金返還支援事業・地方就職学生支援事業について、説明を願います。

○福澄政策企画課長　つづきまして、資料①エ令和８年度一般会計予算（案)、奨学金返還支援事業・地方就職学生支援事業をお開き願います。事業の目的を御覧いただき、こちらは二つの事業となります。一つ目は、大学等を卒業後、本市に居住し就業している方への奨学金返還支援を行う事業、そして二つ目は、県内への就職及び本市への居住を希望する大学生等への就職活動に要する交通費の補助を行う事業で、これらの事業に取り組むことで、ＵＩＪターンによる本市への移住、定住の促進を図るものでございます。事業概要を御覧いただき、まず、奨学金返還支援事業でございますが、対象者を大学等を卒業して、奨学金の返還を行っている３０歳未満で、市内に１年以上継続して住所を有し、かつ、保育士などをはじめ本市が定める職種又は中小企業で常時雇用されている方などとなります。支援額といたしましては、前年度に返済した奨学金の額の２分の１で上限額を１０万円としており、最大５年間にわたって支援いたしたいと考えております。二つ目の地方就職学生支援事業でございますが、こちらは、国が若者のＵＩＪターンを促進することを目的として、令和６年度から新設した制度で、対象者といたしましては、東京都内に本部がある大学や大学院の東京圏内のキャンパスに通う学生で、茨城県内に所在する企業への就職及び市内への移住を希望する方で、支援額といたしましては、就職活動に要した交通費として上限４，２６０円を支給するものでございます。また、令和８年度は県内企業に就職する学生が本市に移住する際の移転費用を上限１０万円を支給するものです。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①オ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、電子申請機能拡充事業について、説明を願います。

○土田ＤＸ推進課長　電子申請機能拡充事業でございます。事業の目的でございます。行政手続の電子申請を簡単に、より便利に行いますよう、電子申請ツール機能の強化によりまして、インターネットを通じて、いつでもどこでも行えるようにすることで、業務の効率化を図り、住民サービスの向上と行政の質の向上につなげてまいります。これまでは、一つの行政手続の中で、一部の申請やアンケートなどをインターネットで行うことができましたが、手続の多くがオンライン上で完了することができず、窓口での紙媒体によるものが中心でございました。新年度は、電子認証機能、こちらにつきましては本人確認が必要な手続に対応が可能となる機能となります。つぎに、マイページ機能

につきましては、住民、事業者の皆様、申請者と役所側の双方向でやりとりが可能となり、手続がオンライン上で完結するものとなります。これらを導入することで、来庁する手間や手書きをする申請書を減らしてまいります。また、インターネット上での手続となりますので、操作に慣れない方向けの操作説明会も定期的に開催をしてまいりたいと考えてございます。先ほどマイページ機能の中で、手続がオンライン上で完結すると申しましたが、どうしても法的に書面での申請が義務付けられているものがございますので、こういった手続を除いて全ての手続においてシステムへの移行を進めて、インターネット上での手続完結というものを目指してまいります。最後になりますが、機能の拡充によりまして、申請者の利便性が向上し、手続がオンライン上で完結することで、電子申請システムの利用促進を図ってまいります。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　法令や条例等で書面で申請が必要なものということで分からない点もあるので、次回で結構なので、主なところを挙げていただくのと、それから今後のスケジュール、全ての行政手続を進めていくのに、いつ頃を目途にやっていくというのがあれば、一緒に示していただけるとありがたいです。

○土田ＤＸ推進課長　資料をお持ちして御説明をさせていただきたいと思います。

○栁澤委員　今の篠塚委員の質問に合わせてですね、次回の際の資料の中で、今想定しています件数といいますか、何十書類分とか、そういったものも挙げてもらえると助かります。あと電子化したことの効果を測るのにですね、例えば、窓口で年間何万件案件を捌いていて、それがその翌年度何万件減りましたとか、そういったところも分かれば、その効果が図れるのかなと思いますので、そこまで見通していただければなと思います。

○土田ＤＸ推進課長　そのように資料を作成してまいりたいと思います。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①カ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、新公共施設予約システム導入事業について、説明を願います。

○土田ＤＸ推進課長　新公共施設予約システム導入事業でございます。本事業につきましては、令和６年度、男女共同参画センター研修室、Ｊ：ＣＯＭフィールド、Ｊ：ＣＯＭスタジアムに新規に導入をいたしまして、令和７年度には、現行の予約システムを利用しております霞ケ浦総合公園テニスコート、川口運動公園テニスコート、新治運動公園、新治トレーニングセンターが、この新システムに１２月１日移行をいたしました。新年度は現行の公共施設予約システムを利用しております残りの１５施設に、システム未導入でございます武道館を加えました全１６施設を新システムへと移行いたします。事業費でございますが、過去２年同様、国の新しい地方経済生活環境創生交付金でございますが、こちらを活用いたしまして、初期費用と運用費用初年度分になりますが、２分の１が補助されることとなります。今後につきましては、ホームページや広報紙でオンライン予約やキャッシュレス決済を広く周知させていただきまして、運用システムは継続的に改善をしてまいりたいと考えてございます。期待される効果につきましては、過去

２年と同様になりますが、利用者はオンライン上で予約を完結、キャッシュレス決済による利用料の支払が可能となりますので利便性が向上いたします。以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料①キ令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業、生成ＡＩ運用事業について、説明を願います。

○土田ＤＸ推進課長　生成ＡＩ運用事業でございます。本事業につきましては、全庁的に生成ＡＩを活用できます環境を整備いたしまして、業務効率化を図るため、複数の生成ＡＩを安全に利用できます統一プラットフォームを導入いたします。こちらのプラットフォームは、入力データを学習させない設定や個人情報や機密情報を保護しながらの運用が可能でございます。また、ＲＡＧ機能、こちらは検索拡張生成と言いまして、市の各種計画等のデータを活用し、信頼性の高い回答を生成できる仕組みを構築をさせていただければと思っております。今後の予定でございますが、生成ＡＩは新機能が数か月ごとに登場することから、最新情報に注視し、柔軟に対応をしてまいります。効果、成果目標等につきましては、定型業務の効率化によりまして、業務時間を削減し、企画立案などの付加価値の創出に注力することで、事務効率化に大きな期待が持てます。以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料②ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）、民間活力導入可能性調査委託について、説明を願います。

○天貝行政経営課長　それでは、文京町の生涯学習館、勤労青少年ホーム跡地への民間活力導入可能性調査の実施について、御説明をさせていただきます。１番の経緯です。当該跡地につきましては、児童発達支援センターを整備する方針となっておりますけれども、当センターには敷地が広すぎるということや、このエリアの魅力向上の観点から、民間ニーズを探るべくサウンディング調査を実施いたしました。その結果、５社に参加をいただきまして、（３）の主な提案内容としましては、二つに分類されます。一つが公共性の高い機能、例えば、具体的には児童発達支援センターのほか、実習室や図書館、広場などを市が整備した上で、民間が運営し、カフェなどを誘致するという提案でございました。もう一つは、民間が施設を整備した上で、児童発達支援センターが入居し、物販などの生活利便施設を誘致するという提案でございました。このように民設民営による魅力的な提案をいただいたということから、２番の事業概要に記載のとおり、本当に実現可能かどうかについて調査を実施するものです。調査内容の主なものにつきましては、市が支払う児童発達支援センターの賃借料の相場ですとか、事業者が市に納める土地の賃借料、民間が負担する建設費などを調査しまして、総合的にこの事業スキームが成り立つのか、また、このスキームでの民間事業者の参入可能性などについて、調査を行ってまいります。３番の補正理由です。歳入として内閣府の今年度の調査費補助事業の活用を考えておりまして、新年度に当該補助事業が実施されるかどうか分からない

ということから、今年度分の補助金を活用すべく、増額補正を行うものです。事業費につきましては、４番に記載のとおり９９０万円でございます。２ページを御覧いただきたいと思います。この事業ですけれども、今年度中の調査業務は完了できないということから、この予算を次年度へ繰越措置していくというものでございます。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料②イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）、企業版ふるさと納税について、説明を願います。

○冨田広報広聴課長　資料②イをお願いいたします。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）をお願いするものでございます。大きな１番の企業版ふるさと納税の制度概要でございますが、こちらにつきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、市外に本社を有する企業がその使途を指定し、寄附をすることで、寄附額の最大９割の法人関係税の軽減措置を受けられる制度となっております。また、企業版ふるさと納税の寄附金については、原則として、「寄附金を受領した年度に全額を使い切る」とされておりますが、例外として、「国の認定を受けた基金を設置している場合に限り、寄附金を基金に積み立て、翌年度以降の事業に使用できる」となっております。つぎに、２番の今年度の企業版ふるさと納税の寄附状況でございます。一番上の表になりますが、令和７年４月から１０月までの企業版の寄附金となります。こちらは１２月議会で報告させていただいているものですが、１，１８０万円の企業版ふるさと納税をいただいておりまして、教育委員会バス更新事業に２０万円、土浦全国花火競技大会開催事業に１６０万円を充当しており、ｅスポーツ推進事業の１，０００万円については、２５０万円を今年度に充当し、表の一番右側になりますが、残りの７５０万円を基金に積み立てて、次年度以降事業に充てる予定となっております。つぎに、真ん中の表ですが、令和７年１１月以降、現在までの寄附状況になります。教育委員会バス更新事業に１，０５０万円、結婚支援関連事業に３００万円、土浦全国花火競技大会開催事業に２００万円、観光事業に２０万円、計１，５７０万円の企業版の寄附がありました。そのうち結婚支援関連事業及び土浦全国花火競技大会開催事業の合わせて５００万円につきましては、次年度の事業費に充当する予定であるため、企業版ふるさと納税基金に積み立てる予定としております。一番下の表につきましては、上の二つの表を合計したものとなっており、今年度これまで合計２，７５０万円の企業版ふるさと納税の寄附をいただいているところでございます。つぎに、３番の企業版ふるさと納税基金積立状況につきましては、令和７年９月議会にて企業版ふるさと納税基金を設置し、先ほど申し上げましたが、その後、企業版でいただいたｅスポーツ推進事業の１，０００万円のうち今年度の事業費として２５０万円を充当し、残りの７５０万円を基金に積み立てて、その利子が４，３１５円発生する見込みとなっております。つぎに、４番の補正理由でございますが、２、３で説明させていただいた企業版ふるさと納税寄附金の受納及び企業版ふるさと納税基金の運用に伴う利子について、増額補正をするとともに、当

該歳入の一部について、効果的に地方創生の取組を行うため、次年度以降に活用することから、企業版ふるさと納税基金に積立てを行うに当たり、積立金の不足が見込まれることから増額補正をするものです。５番の補正予算額になります。事業名はシティプロモーション推進事業になります。まず歳入になります。１８款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、１節積立金収入の企業版ふるさと納税基金利子につきましては、１２月議会でｅスポーツに関連した事業等を使途とする企業版ふるさと納税の１，０００万円うち今年度は２５０万円を活用し、残りの寄附金７５０万円を基金に積み立てた利子５，０００円の増額補正をするものでございます。１９款寄附金、１項寄附金、１目ふるさと土浦応援寄附金、１節ふるさと土浦応援寄附金の企業版で、当初予算に計上していなかったことから、１２月議会においてｅスポーツに関連した事業等を使途とする企業版ふるさと納税のほか、４件の企業版の寄附があり、計５件で１，１８０万円の歳入補正をお願いしたところですが、先ほど申し上げましたが、その後、さらなる企業版の寄附が計７件で１，５７０万円ありましたことから、歳入補正をするものでございます。つぎに、歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費、５目広報広聴費、２４節積立金につきましては、先ほど１ページの真ん中の表で説明いたしました結婚支援関連事業３００万円と、土浦全国花火競技大会開催事業の２００万円は次年度以降の事業費に充当すること、また、企業版ふるさと納税基金利子５，０００円を企業版ふるさと納税基金に積み立てることから、５００万５，０００円を歳出補正するものです。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料③土浦市行政手続条例の一部改正（案）について、説明を願います。

○天貝行政経営課長　それでは、１番の改正理由についてでございますけれども、中段の図のほうで説明したいと思います。行政処分等の書類を所在不明者に通知する際には、現行法では掲示場に掲示するということによりまして、２週間経過後に送達したものとみなすとされていたものを、行政手続法の改正後はインターネットにより不特定多数の方が閲覧できるようにするとともに、これまで通りの掲示場への掲示、又は庁舎に設置したパソコン等で閲覧できるようにすることとされました。したがいまして、同法令に準拠します行政手続条例についても法令に準じた改正を行うものです。２番の改正内容につきましては、次の２ページで御説明したいと思います。新旧対照表の左側の改正後の条文に記載してますように、第１５条に聴聞の通知の方法という条文がございまして、この聴聞とは、行政が市民に対して、例えば施設利用許可の取消しなどの不利益処分を行う前に、相手方の言い分を聞きまして、証拠を提出する機会を与える意見陳述の手続のことでございますが、この通知をする際に先ほど申し上げた手法による公示送達をする旨改正を行うというものでございます。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、報告事項に移ります。資料④公共施設包括管理の修繕対象金額の見直しについて、説明を願います。
○天貝行政経営課長　まずはじめに、１２月末までの包括管理業務の実施状況について説明いたします。不具合報告件数は９８１件ございまして、処理の内訳はａの内製修繕、ｂ、ｃの市内事業者等による修繕、ｅの包括事業者が行った軽易な作業、これらを含めますと５９７件の修繕を行ってまいりました。一番右下の令和５年度の３５９件と比較しましても非常に多くの修繕を行っておりまして、市内事業者への発注率も上昇している状況でございます。次の２ページをお願いいたします。（２）の保守点検業務につきましては、エレベーターなどのいわゆるメーカー系の保守点検以外は市内事業者へ発注しているという状況でございまして、こちらも従前よりも市内事業者への発注率が上昇しているというものでございます。（３）のこれまでの総括としましては、３点目までに記載のとおり、ほぼ計画通り実施してきているということで包括管理導入のメリットが出ているものというふうに考えてございます。しかしながら４点目のとおり、被害報告が非常に多いということから対応に時間を要しております。そうしたことから業務フローの改善を行っているという状況でございます。つぎに、３ページをお願いいたします。包括管理業務委託の中で行っております修繕の対象、こちらの見直しについてです。現在は令和６年度までの市の随契金額１３０万円、これに合わせまして対象をそれ以下のものに限定してございます。しかし、（２）の①に記載のとおり、令和８年からは空調設備などの価格の上昇がメーカーから通知されているということや労務単価の上昇によりまして、今後見積り金額が１３０万円を超えるケースが多くなっていくものと予想されます。そうなりますと、包括管理業務の中で修繕が行えないということから、施設所管課が補正あるいは予備費で対応するということになりますので、スピーディーに対応ができなくなるとともに所管課の負担が増えることとなります。特に空調機器の不具合につきましては、酷暑の中で緊急対応が求められることから、修繕の対象金額を現在の１号随契と同額の２００万円以下に引き上げるものでございます。なお、右側の中央の表に示しますように、今年度修繕を行った１００万から１３０万、赤枠の部分ですけれども、これは８件と極めて少ないことから、上限額を引き上げたとしても予算上限への影響は少ないものと見込んでございます。説明は以上です。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、そのほか市長公室からございますでしょうか。
○福澄政策企画課長　私からはメタバース空間バーチャルつちうらの休止についてお知らせいたします。バーチャルつちうらにつきましては、自転車のまちとしての地域ブランディング強化や本市の魅力の伝達を通じて、関係人口の増加などを目的にサイクリングの疑似体験や交流空間として３次元の仮想空間を構築し、本市来訪のきっかけ作りとしてまいりましたが、仮想空間提供事業者であるＮＴＴが事業を終了したことや、１回当たりの閲覧時間が２分程度と短く、通常のホームページのような媒体として扱われていること、また、新たに継続的な費用が発生することとなったことから、令和７年度で

一時休止することとし、効果的な活用案を検討してまいります。以上です。
○目黒委員長　そのほか執行部からございますか。
○山口市長公室長　ございません。
○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。
○栁澤委員　先日、総務市民委員会のメンバーで御殿場市に視察にお伺いした際に、そちらで取り組まれている字幕表示システムというものを見させていただきました。これは聴覚に不自由のある方、また海外の方が窓口にいらした際に、アクリルパネルに両者の発声した言葉が全てリアルタイムで翻訳されたりとか、字幕がリアルタイムで生成されるというようなシステムで非常に有用だなと感じたんですけれども、土浦市でも同様のものが導入されているのでしょうか。
○土田ＤＸ推進課長　こちらの機種、字幕表示システムにつきましては、委員の皆様が御覧いただいた機種とは別の機種が現状、市民活動課にございまして、こちらは外国人の方への案内用といいますか、市民課に訪れた際の転入手続の説明や課税課に訪問されたときの税金の御相談、そういった際の通訳にですね、通訳の方がいらっしゃらないときに同様のその機種を用いて、通訳等に使っているというふうに確認してございます。
○栁澤委員　私たちが見たものは本当にリアルタイムで、事前に言語等も入力しておいて特殊な用語も事前に翻訳の言葉を入れておけば、差し支えなく翻訳できるというものでしたけれども、同様のツールという認識でよろしいですかね。
○土田ＤＸ推進課長　同様の機種でございます。どちらかといいますと、市民活動課で使っているものは、やはり外国人の方との翻訳に使うのがメインになっているそうですが、もちろんオプション等を使うと聴覚サポート等にも流用ができるという話を聞いてございます。
○栁澤委員　そういった機能のものが既にあるということであれば、一応御参考までに我々が確認させてもらったものは、１台約４３万強で、月の利用料金はクラウドシステムを使いますので、１台当たり１万６，５００円というものでしたので、どちらかがお安いかとか、今後広げていく御予定があるのでしたらそういったものも参考にしていただければなというふうに思います。今そういったものは現状あるということで認識しました。ありがとうございます。
○土田ＤＸ推進課長　ありがとうございます。やはり多言語・聴覚サポートなどに強みがある機種がございますので、こちらにつきましては状況等を注視しながら、検証してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
○目黒委員長　そのほか、執行部に何かございますか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、市長公室の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。
（市長公室退席）
（総務部入室）
○目黒委員長　それでは、総務部の案件について、協議を行います。総務部資料に基づ

きまして、資料①土浦市債権管理条例（案）の制定について、執行部より説明を願います。

○北島総務課長　資料は総務部フォルダの①になります。土浦市債権管理条例（案）の制定について説明をさせていただきます。１の制定の趣旨でございますが、法令に基づき市の債権の適正な管理と徴収を図るため、市の債権の管理に関する事務処理について統一的な基準を定めるとともに、今議会でも提出しておりますが、不納欠損処分を行う上で必要な私債権の放棄につきましては、議会の御承認をいただく必要がありますが、円滑な行財政運営を図るため、市長専決による債権放棄を可能とする要件等を定めるものでございます。２の条例の主な内容でございます。第１条では、この条例を定める目的について定めるもので、市の債権管理の適正化と事務の効率化を図ることで、健全な行財政運営に資することを目的といたします。第２条では、この条例において用いる用語の定義について、市の債権、公法上の債権、私法上の債権について定めるものでございます。第３条では、この条例と他の法令等との関係について定めるもので、市の債権の管理に関する事務の処理に関しては、この条例の規定を一般規定として総則的に適用するものといたしますが、法律、政令及び他の条例に特別の定めがある場合は、これらの規定を優先することといたします。第４条では、市の債権の管理に関する市長の責務として、市の債権の管理を適正に行う責務があることを定めます。第５条では、市の債権を適正に管理するための台帳の整備について定めるもので、債権に関する正確な記録が必要であることから、これまで土浦市財産管理規則で規定していた債権管理帳簿の整備については、債権管理台帳の整備としてこの条例で義務化いたします。第６条では、公法上の債権について、履行期限までに履行しない債務者に対する延滞金の徴収については、これまで土浦市税外収入金の延滞金徴収条例により徴収しておりましたが、分かりやすさと効率性の観点からこの条例に一本化し、延滞金の徴収に関する取扱いについては、延滞金徴収条例と同様に「市税の例による」こととといたします。第７条では、私法上の債権について、履行期限までに履行しない債務者に対する遅延損害金の徴収について定めます。私法上の債権においては、延滞金に代わって遅延損害金を徴収することから、第６条とは別に定めるもので、この取扱いについては、延滞金にならうこととといたします。第８条では、市の債権の放棄について定めをいたします。市が債権を放棄するためには、地方自治法第９６条の規定により議会の議決が必要となりますが、サービス利用料を始め、経常的に発生する債権であって、放棄の事由が客観的にやむを得ないと認められるものについては、市長専決による債権放棄を可能とすることで、債権管理事務をより機動的かつ効果的に執行できる環境を整備いたします。以下①から⑦までを債権の放棄の要件について定めます。①から④は債務者が著しい生活困窮状態にある、また、破産したなど債務者の経済的な事情から徴収が事実上困難であるものについて、⑤は時効が完成したことにより債権の徴収が困難なものについて、⑥については債務者が行方不明など物理的な事情から、⑦については債務者が死亡し相続が発生した場合において、相続の放棄や相続人が存在しない場合など債権の徴収が困難なものについて、これらについて放棄の要件として定めることといたします。３の施行期日は令和８年４月

１日です。３ページは参考資料といたしまして、債権の分類や特徴について、４ページには「条例制定の動き」として県内の条例制定の状況について記載しておりますので後ほど御参照ください。資料５ページからは条例案文を、別添資料には制定内容説明書を付けておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料②土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）について、説明を願います。

○野中人事課長　人事課でございます。それでは、サイドブックスの総務市民委員会、令和８年、２月２４日開催、総務部の資料②をお願いいたします。土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明させていただきます。それでは、１番の主な改正の理由になりますが、令和７年人事院勧告に基づき、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するための改正と、その他として文言整理を行うものです。つぎに、２番の改正の内容になりますが、４点ありまして、まず、１点目は土浦市職員の給与に関する条例の一部改正で、国家公務員に準拠して、自動車等の使用距離に応じて支給する通勤手当の区分及び支給額に関する規定を市規則に委任するための改正を行います。また、１か月当たり５，０００円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。つぎに、２点目としまして、土浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正及び土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正になります。給与条例の改正に伴い、特別職及び任期付職員についても駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するための改正を行うものでございます。つぎに、３点目としまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正になります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じた文言整理を行うものでございます。つぎに、４点目になりますが、土浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正になります。給与条例の改正に伴い、暫定再任用短時間勤務職員についても、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するための改正を行い、また、改正給与法に準じた文言整理を行うものでございます。３番の施行期日につきましては、令和８年４月１日からといたします。添付資料としまして、改正案文を２ページから３ページに、新旧対照表を資料②別添として載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。説明は、以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料③地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（案）について、説明を願います。

○野中人事課長　それでは、資料③をお願いいたします。地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明させていただきます。それでは、１番の制定の理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令により、地方自治法及び地方自治法施行令に条

の繰下げが生じたことに伴い、４件の条例の一括改正その他文言整理を行うものでございます。つぎに、２番の制定の内容ですが、３点ありまして、まず１点目は、（１）土浦市水道事業の設置等に関する条例と（２）土浦市下水道事業の設置等に関する条例は、どちらの条例も第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改めるものでございます。つぎに、２点目としまして、（３）土浦市監査委員条例で、第４条中「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改めるものでございます。つぎに、３点目としまして、（４）土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例で、第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改め、また、第２条各号列記以外の部分中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改め、同条第３号中「、固定資産評価審査委員会」を「又は固定資産評価審査委員会」に改めるものでございます。３番の施行期日につきましては、令和８年９月２４日からとします。添付資料としまして、改正案文を２ページに、新旧対照表を資料③別添として載せておりますので後ほど御確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料④ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）、防災拠点・防災設備整備事業について、説明を願います。

○大橋防災危機管理課長　この度、１件の補正予算をお願いいたします。資料④アをお願いします。防災拠点・防災設備整備事業で、避難所備蓄品の拡充と防災倉庫１棟の更新を行います。１番の補正理由にありますように、内閣府において全体事業費１，０００億円の地域未来交付金、令和７年度補正予算が組まれました。補助率２分の１で、更にその半額のうち８０％が特別交付税として措置されるとても有利な交付金ですので、この機会に指定避難所２７か所へ簡易ベッド１２台ずつ、ポータブル電源、ＬＥＤバルーン照明をそれぞれ１基ずつ備えるほか、東小学校の防災倉庫を更新いたします。２番の補正予算額ですが、歳入は１目総務費国庫交付金、１節総務費交付金に２分の１の１，２８８万４，０００円の計上です。歳出は１０節需用費に、簡易ベッド３２４台購入のための３４９万３，０００円、１７節備品購入費に、ポータブル電源２７台分とＬＥＤバルーン照明２７基分、防災倉庫１棟合わせて２，２２７万７，０００円の計上です。なお、合計で２，５７７万円となりますが、有利な交付金ですので実質的な市の負担は１割の２５８万円程で収まります。３番の今後の予定ですが、３月中旬の内示、下旬の交付決定を経て、６月に契約を見込んでおります。いずれも令和８年度に繰越措置をしての執行となります。令和７年度、防災費の補正予算は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料④イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）、物価高騰対応重点支援給付金給付事業について、説明を願います。

○中西課税課長　サイドブックスの資料④イをお願いいたします。令和７年度物価高騰対応重点支援給付金給付事業（不足額給付）の補正予算（案）について、説明いたします。１の補正理由としましては、令和６年度の税制改正におきまして、デフレ脱却のための一時的な措置として定額減税と減税を補足する調整給付金を給付しております。さらに、令和６年度分の所得税と定額減税の実績額が確定した後、差額が発生している方に対して、今回不足額給付金を給付いたしました。この度、給付金の給付に係る経費が確定したことから減額補正するものとなります。２の事業実績としましては、（１）申請受付期間、令和７年８月１３日から令和７年１０月３１日までの８０日間、（２）の給付対象者につきましては、当初２万１，０００人を見込んでおりましたが、課税情報との突合により、給付対象者１万５，８１２人を抽出いたしまして、対象者の方に対しましては申請に関する書類を発送したところ、１万４，７０６人の方に給付を行っております。（３）給付決定額としては、当初全体で６億１，８９６万円を見込んでおりましたが、給付決定額は４億７０５万円となっております。３の補正予算額としましては、歳入として１６款国庫支出金、４項国庫交付金、１目総務費国庫交付金で２億２，３８９万５，０００円の減、また、歳出としては２款総務費、２項徴税費、２目賦課費、下の表にあります節ごとの合計額で、歳入の減額補正額と同額の２億２，３８９万５，０００円の減となります。内容としましては、３節職員手当等は業務に従事した職員の時間外勤務時間の実績による減額、１１節役務費は当初の予測より給付対象者数が減少したことによる郵送料、事務処理をお願いいたしました派遣会社への支払実績に伴う減額、１２節委託料につきましても電算業務委託業者への業務実績に伴う減額、１８節負担金補助及び交付金につきましては給付金の給付実績による減額となります。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　給付決定者が７％、１，１００人ぐらいですかね。これは理由が分かっているのでしょうか。

○中西課税課長　当初、国から示されました算定ツール、大まかな大枠で対象者を絞ったものですから、課税情報はそこには入っておりません。そこで所得税の課税データ、それまで給付した給付金の課税データを突合したところ実績が減ったということになります。

○篠塚委員　通知を出しても申請しなかった人が７％ということで理解してよろしいですか。

○中西課税課長　こちらは、給付金の申請書を送付しても、申請書を出されなかった方がおりまして、途中勧奨通知というのを送っておりまして、再度行っても申請がなかったという方になります。中には住民票を動かしていない方がおりまして、郵送戻りも一部ございましたことも事実としてございます。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、報告事項に移ります。資料⑤情報共有システム（建設ＡＳＰ）の試行等について、説明を願います。

○渡邊管財課長　資料⑤情報共有システム（建設ＡＳＰ）の試行等についてをお開きください。１番の情報共有システム（建設ＡＳＰ）の試行的導入についてでございます。（１）目的です。現在、国では建設工事における受発注者間の生産性向上や工事目的物の品質確保の推進の一環としてＩＣＴの活用を推進しており、受注者、発注者間において工事書類や写真等をＷｅｂ上で共有し、承認、決裁を行う情報共有システム、建設ＡＳＰの普及を促進しています。県内では、茨城県のほか水戸市、つくば市、石岡市の３市で建設ＡＳＰを導入しております。本市におきましても、受発注者間における生産性向上を推進するための取組の一環として、情報共有システム（建設ＡＳＰ）を試行的に導入するものでございます。導入のメリットとしましては、写真にございますように、現在は工事書類について紙媒体での作成のため、受注者において大量の図面や施工管理資料、品質管理資料、工事写真を印刷してファイルに整理する作業などがございましたが、これらの作業が不要となることや電子媒体での納品となるため、保管スペースが少なくて済むことなどがあげられます。また、工事打合せ簿の承認、決裁状況などをＷｅｂ上で確認することが可能になるため、紙でのやり取りが不要になり、紙での提出や確認に要する移動時間などを削減することができます。（２）対象工事、（３）導入時期です。対象工事は、２００万円超の建設工事で、令和８年４月１日以降に発注する工事から適用します。なお、受注者が建設ＡＳＰを活用するかどうかを選択することができる受注者希望型での運用を予定しています。また、円滑な導入を図るため、１年目の令和８年度につきましては、試行として２００万円超の建設工事の全案件を対象とするのではなく、発注者が建設ＡＳＰの対象工事を指定し、指定した工事について、受注者が選択する方式を予定しております。試行する中で効果や課題を整理し、改善した上で、令和９年度以降の本格導入につなげたいと考えております。つづきまして、２番の工事請負契約におけるスライド条項についてでございます。（１）概要です。スライド条項とは、工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更を請求することができる規定です。本市では、工事請負契約書第２６条においてスライド条項による契約変更を規定しておりますが、スライド条項の適用に関する運用基準を定め、円滑な運用を図ります。（２）適用時期は令和８年４月１日からです。なお、運用基準につきましては、茨城県の令和７年１１月末現在の調査によりますと、県内では水戸市、牛久市等をはじめとする３０の市町村で策定しています。３０市町村につきましてはいずれも国・県の基準に準ずる、又は準用して運用基準を策定しております。本市におきましても検討の結果、国・県の基準を準用し、運用することといたします。なお、スライド条項は、下段の四角の箱の中にございます、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの３種類でございます。全体スライドは、比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置です。適用対象工事は、工期が１２か月を超える工事で、比較的大規模な長期工事が対象です。残工事における資材、労務単価等の変動分を対象としています。単品スライドは、特定の資材価格の急激な変動に対応する措置です。適用対象工事は、全ての工事です。残工事における特定の資材の変動分を対象としています。インフレスライドは、急激な価格水準の変動に対応する措置です。適

用対象工事は、全ての工事です。残工事における資材、労務単価等の変動分を対象としています。このほか、いずれのスライドにつきましても、詳細な条件や一定の割合での受注者の負担額の規定などがありますが、スライド条項の趣旨に沿った適切な運用となるよう努めてまいります。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　受注者側もこのシステムを入れないと使えないということなんでしょうか。そこを教えていただけますか。

○渡邊管財課長　今おっしゃられたように受注者側もシステムを入れていただくようになります。国で機能要件を満たした業者として１０社ほど登録業者がございまして、その中から業者のほうでお選びいただいて、参加していくというような方法になってございます。

○篠塚委員　後でいいですので、どういう業者さんで、システムがどのぐらいの金額なのか、一覧表などがありましたらお願いしたいと思います。

○渡邊管財課長　後ほど資料は用意させていただきますが、まず業者は全部で１０社ございますが、そのうち１社は東北地方のみを対象としているということで、現在土浦で使える業者は９社でございます。先ほどシステムを入れると申しましたが、具体的にはクラウド上で利用するということで、月額１件当たり１万円程度の費用を負担して、それで登録して入力作業を進めていくというようなものでございます。後ほど資料を御提示させていただきます。

○栁澤委員　今の篠塚委員の御質問に加えてなんですが、この建設ＡＳＰ、ぴんとこないところがあるんですけれども、受・発注者間は当然なのですが、受注者の先には工事業者さんもいらっしゃって、受注者と工事業者間で安全書類を作成したり、施工計画書を作ったり、また再度の使用届願を作ったりとあるんですけれども、受・発注者に加えてその工事業者まで横断的に取り組むようなシステムになるというようなイメージでよろしいでしょうか。

○渡邊管財課長　現在のシステム上は、受注者の元請けと発注者というところで、このようなシステムになってございまして、市での活用もそのようなところで想定しているところでございます。

○栁澤委員　そうしますと、受注者と事業者さんの間では、例えば安全書類の作成等でクリーンファイルとかグリーンサイトといったものを使って、クラウド上でやり取りしている場合があるんですけども、それとはまた別のシステムというイメージですかね。

○渡邊管財課長　おっしゃるとおりでございます。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、そのほか総務部からございますか。

○渡邊管財課長　旧斗利出小学校跡地利活用に係る住民説明会についてでございます。旧斗利出小学校跡地利活用事業に関しましては、１月２８日水曜日、夜７時から新治地区公民館にて住民説明会を開催いたしました。地元から１５名の方に御参加いただき、

市からは今までの経緯や今後の流れ等を御説明させていただき、利活用事業者の株式会社アクセスシャインから事業計画等を御説明いたしました。「安心できる計画であった」、「地区としてもできることは協力していきたい」といった御意見や、「地元にゆかりのある事業者でとても安心した」など、おおむね好意的な御意見をいただいたところでございます。こうした中、住民説明会が夜の開催ですと高齢者がなかなか外出できず、参加できないので日中に一度開催してほしいという御要望もいただきましたので、３月１６日月曜日、午前１０時３０分から新治地区公民館で前回と同じ内容とはなりますが、２回目の住民説明会を開催する予定でございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　そのほか総務部からございますか。

○塚本総務部長　ございません。

○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、ないようですので総務部の皆様は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（総務部退席）

（市民生活部入室）

○目黒委員長　それでは、市民生活部の案件について、協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①ア令和８年度一般会計予算（案）主要事業、地域コミュニティ施設整備事業について、執行部より説明を願います。

○大貫市民活動課長　市民生活部の資料①の令和８年度土浦市一般会計予算（案）主要事業のうち地域公民館整備事業をお開きください。それでは本事業について、御説明をさせていただきます。本事業は地域活動の拠点となっております町内会等の管理する公民館等の新築などに要する経費の一部を補助することにより、地域や住民の方々の連帯感、コミュニティ意識の高揚を図っていくものでございます。令和８年度につきましては、資料の中段にございます今年度事業内容にも記載させていただいておりますが、新築が荒川沖南区町内会の１件、補助金額１，７５３万円。また、修繕が藤沢一区町内会の１件で補助金額５００万円の交付を予定しております。なお、今後の予定でございますが、現在土浦市内に１７１の町内会がございますが、このうちコミュニティ施設公民館等が無い町内会が６町内会ございます。また、公民館等の建設から３５年を経過している施設をお持ちの町内会が５６町内会ありますので、今後も予想されます改築・新築や修繕等の要望に対して、適宜対応してまいりたいと考えております。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　例年と同じような予算額だと思うんですが、先ほど今後の予定で言われたとおり、町内会から申請が出ているところがありましたら資料として、後で結構ですので、どのぐらいあるのか、２，０００万の予算のままで大丈夫なのかもあるので、資料としてあったら出してください。

○大貫市民活動課長　後ほど提出させていただきます。
○奥谷委員　篠塚委員の資料の中にコミュニティ施設を有していない町内会がどこなのかというのと、建設後３５年経過する施設がどこの町内会なのかというのも併せて一覧をいただけるとありがたいと思いますのでよろしくお願いします。
○大貫市民活動課長　奥谷委員から御指摘のあったところも資料を作成させていただくことになると思いますので、少しお時間いただきたいと思います。よろしくお願いします。
○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①イ令和８年度一般会計予算（案）主要事業、土浦市地区公民館等照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業について、説明を願います。
○大貫市民活動課長　つづきまして、資料①イでございます。土浦市地区公民館等照明設備ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業について御説明をいたします。こちらは、令和８年度からの新規事業でございます。この事業は、令和９年１２月をもちまして、水銀ランプ蛍光灯の製造・輸出入が完全に禁止となりますので、その対応といたしまして、市内の地区公民館等の公共施設照明のＬＥＤ化を進めるものでございます。対象となる施設は、資料のほうに記載させていただいておりますが、中学校区ごとの各地区公民館、こちらは長寿命化工事を準備しております上大津公民館を除く七つの公民館になります。また、神立地区コミュニティセンター、ワークヒル土浦、つくしの家、天川保育所、神立保育所、ポプラ児童館、神立消防署、新治消防署の１５施設が対象でございます。こちらの事業方式ですが、設計、工事、工事後の設備の維持管理など、省エネに関する包括的なサービスを一括して提供するＥＳＣＯ事業、このＥＳＣＯというのはエネルギー・サービス・カンパニーの頭文字を並べてＥＳＣＯというふうになっております。こちらのＥＳＣＯ事業を採用しまして、通常の工事発注ではなく委託事業として、公募型プロポーザルにより事業者を選定する予定でございます。このＥＳＣＯ事業は一括発注によりまして、工事の早期の実施、また、職員の負担軽減、コスト抑制が可能となっておりまして、事業者はプロポーザルにより提案、契約した省エネ効果を保証する仕組みとなっている点が通常の工事とは異なります。事業のスケジュールとしましては、令和８年度に設計工事まで行い、９年度から１１年度までの３年間では、維持管理及び消費電力削減分の補償を行う４年間の契約となっております。この事業により市民の皆様には、快適で安全な施設環境を提供できますとともに、消費電力や維持管理費の削減を図り脱炭素社会の実現に寄与するものでございます。説明は以上となります。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　まず１５施設に荒川沖保育所が入っていないんですが、荒川沖保育所はもう蛍光灯からＬＥＤになっているという理解でよろしいのかという点と、それから各消防署とか入っているんですが、これも全部予算的にはこのＥＳＣＯ事業の中で土浦市全ての施設もやっていくと、ほかの所管の施設もやっていくという考えでよろしいのか、２点についてお答えいただきたいと思います。

○大貫市民活動課長　御質問の１点目、荒川沖保育所については資料がありませんので、ＬＥＤ化済みのところと未済みのところの確認をさせていただいて、後ほど回答させていただきます。消防署とか市全体の施設なんですが、今回は蛍光灯の輸出入禁止を受けて、優先順位等を付けてこの１５施設を行政経営課で選んでいるということで、その他、御存じのとおり施設再編再配置方針で長寿命化をこれから進めるところがございますので、そういった事業施設についてはその中で対応するということも考えて、今回の１５施設が選ばれております。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①ウ令和８年度一般会計予算（案）主要事業、防犯対策事業について、説明を願います。

○福原生活安全課長　サイドブックスの資料①ウをお願いいたします。防犯対策事業、防犯カメラ設置補助でございます。当事業は新規事業で、犯罪抑止力の向上や安心で安全なまちづくりの推進を図るため、町内会や自治会が設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助するものです。補助対象者は町内会等で、こちらは、町内会、自治会、その他これらに類する住民団体でございます。補助対象は、防犯カメラの購入費及び設置工事費等でございます。補助率は、防犯カメラ等購入費用の２分の１で上限が２０万円となります。予算額は６台分で合計１２０万円を計上しております。期待される効果といたしましては、補助を行うことにより町内会等へ各地域の特性に応じた防犯カメラの設置を促し、地域の犯罪抑止に寄与いたします。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　各町内からかなり要望が出てきた事業だと思うんですけれども、このカメラを設置した場合に、プライバシーの問題とか、これは市で条例が制定されてるんですが、それに準じるようになるのかというのが１点、それともう１点は、防犯灯と防犯カメラを一体にして太陽光発電でできるものがあったりするのですが、そういうのも対象になるのかどうかお伺いします。

○福原生活安全課長　まず１点目の管理につきましては、こちらは地域の自治会で管理をしていただきます。こちら申請いただくときに事前協議をやらせていただきまして、カメラの管理者とか映像の責任者とか、そういった要綱的なものを自治会のほうに作っていただくと。それらに基づいて適正な管理をやっていただくというような想定をしております。それと２点目が、防犯灯と一体型のカメラということですけれども、基本的に、防犯カメラのほうが、かなり精度が高いものなんですけれども、１台当たり３０万から４０万ぐらいするようなカメラを想定しておりますので、基本的には防犯灯と一体型のカメラではなくて、精度が高いカメラを購入していただいて設置をしていただくというようなことでお願いをしたいと考えております。

○栁澤委員　今の質問に関連してなんですけれども、設置されたカメラが３０万から４０万ぐらいするものが基準ということなんですが、例えば、既存のポールがないところに改めて立てたいといったときに、ポールを立てて、それも設置の費用に含めてもいい

ものなのでしょうか。
○福原生活安全課長　新設でポールを立てる場合の費用も補助の対象ということになっております。
○小坂委員　防犯カメラという以上はですね、記録に残った映像というのは誰かがチェックするのでしょうか。警察がやるのか、それとも警察の防犯カメラと一緒になっているのか、その辺はどんな感じなんですか。
○福原生活安全課長　映像の管理は自治会さんにやっていただきますが、基本的には映像は見ることができません。映像を見る場合は、警察等の要望に応じて、その映像を出すというようなことになっております。その辺りも合わせて、市の事前協議と警察の事前協議でお願いするようなことを想定しておりますので、基本的には地元で映像を見るということはございません。
○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①エ令和８年度一般会計予算（案）主要事業、犯罪被害者等支援事業について、説明を願います。
○福原生活安全課長　資料①エをお願いいたします。犯罪被害者等支援事業でございます。当事業は新規事業で、この後説明いたします「土浦市犯罪被害者等支援条例」を制定いたしまして、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図るとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう経済的支援として、犯罪被害にあった方又は遺族に対し、見舞金を給付するものです。対象者は本市に住民票がある方で、犯罪被害によって重傷病を負った方又は犯罪被害により亡くなった方の遺族でございます。給付額は重傷病見舞金が１０万円、遺族見舞金が３０万円でございます。予算額は重傷病見舞金が２件分の２０万円、遺族見舞金が１件分の３０万円で合計５０万円を計上しております。期待される効果でございますが、犯罪被害者等に対する経済的支援を行うことで生活の再建に寄与いたします。説明は以上となります。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　これは使われないほうがいい予算だと思うんですけれども、使われなかった場合は、次の年に繰り越すという形を考えているのか、どのようにされるのか教えてください。
○福原生活安全課長　現状は、不用額として落とそうかというふうに考えております。新年度につきましても、新たに計上させていただくというような考えでおります。
○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、つぎに、資料①オ令和８年度一般会計予算（案）主要事業、清掃センターごみクレーン外整備事業について、説明を願います。
○草間環境衛生課長　サイドブックスの資料①オ令和８年度一般会計予算（案）主要事業について、清掃センターごみクレーン外整備事業をお願いいたします。こちらは、継続事業でございます。この事業は、清掃センターの各種設備を計画的に更新することで

ごみ処理施設に必要な機能と性能を確保し、安定的な施設の稼働を継続するため、令和６年度から８年度までの３年間の継続費を設定し、工事等を進めているものでございます。来年度は、継続費の最終年度となり、ページ中ほどの表、区分の二行目になりますが、工事請負費としまして、ごみクレーンや切断機、高圧受電盤のほか、金属回収コンベアなどの更新工事を行う予定でございます。また、その上の委託料としまして、これら工事の監理を委託する業務のほか、可燃ごみ外部委託は、灰クレーンの設備更新及び高圧受電盤の機器更新のため、全ての焼却炉を約２か月間運転停止しなければならないことから、その停止期間中に市内で発生した可燃ごみの処理を近隣自治体や民間処理施設へ委託するものでございます。以上のことから、令和８年度予算では、継続費の年割額を含め、１８億８，４３０万６，０００円を計上するものでございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料②土浦市犯罪被害者等支援条例（案）の制定について、説明を願います。

○福原生活安全課長　生活安全課でございます。サイドブックスの資料②をお願いいたします。土浦市犯罪被害者等支援条例（案）の制定についてでございます。本条例は、全１７条の条文による構成となっております。まず制定の趣旨でございますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復、又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とするものです。つづきまして、条例の主な内容について御説明いたします。まず第３条は、基本理念でございます。大きく四つの理念で構成されます。一つ目は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮を行う。二つ目が、被害の状況や原因等に応じ適切に行う。三つ目が、平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく行う。四つ目が、二次的被害等を生じさせないための配慮を行うという四つでございます。第４条、５条は、市・市民・事業者の責務でございます。内容でございますが、市は、犯罪被害者等支援のための施策を策定し実施する。市民及び事業者は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるとともに、二次的被害等が生ずることのないよう配慮するとなっております。第６条は、相談及び情報の提供等でございます。内容は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行う。また、相談、支援に関する総合相談窓口を設置する、でございます。なお、総合相談窓口につきましては、生活安全課内に設置をいたします。第７条は、経済的負担の軽減のための支援でございます。内容は、犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため、見舞金の支給を行う。また、見舞金につきましては、先ほど主要施策にて説明させていただきました遺族見舞金が３０万円、重傷病見舞金が１０万円でございます。第８条、第９条、第１０条は保健医療、福祉、居住の安定、法律問題解決のための支援でございます。内容は、第８条が適切な保

健医療、福祉サービスが提供されるよう必要な支援、第９条が居住の安定を図るための必要な支援。第１０条が法律問題の解決を図るための法律相談その他法律問題の解決に向けた支援を行うというものでございます。次ページをお願いいたします。第１１条は、安全の確保でございます。内容は、犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、個人情報の適正な取扱いの確保、その他必要な施策を講ずるというものでございます。第１２条は、人材の育成等でございます。内容は、市は犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上を図るために必要な施策を講ずるというものでございます。第１４条は、民間支援団体への支援でございます。内容は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うというものでございます。最後に、施行日は令和８年４月１日でございます。３ページ以降は、条例案となっております。また、別添にて制定内容説明書を添付しておりますので御参照ください。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員　第１３条の犯罪被害者が置かれている状況ということで、これをサポートする方というのはどういう方がやるんですか。

○福原生活安全課長　県にいばらき被害者支援センターというところがございまして、そういったところが総合的な窓口になってくるのかなと思います。そちらから情報提供いただきまして、本市の福祉部門その他関係課に協力を依頼しまして、総合的にプロデュースしていくというようなことを考えております。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料③土浦市コミュニティセンター条例の一部改正（案）について、説明を願います。

○大貫市民活動課長　土浦市コミュニティセンター条例の一部改正（案）について、御説明をいたします。資料③をお願いいたします。資料に基づきまして、はじめに、１の改正の理由でございますが、昨今の物価高騰や人件費の増大に伴いまして、公民館等も含む公共施設の維持管理費、経費についても増加傾向にあります。そのような状況を踏まえまして、受益者負担の適正化を図るため、施設の利用料金を見直しを図ることから、同条例の一部を改正するものでございます。今回対象となる施設は、神立地区コミュニティセンターとなります。３の改正の内容ですが、利用料金の引上げといたしまして、表に記載させていただいてるとおり、全ての施設というか部屋ですね、及び全ての時間帯において４％の引上げを実施させていただきます。こちらは、同コミュニティセンターが生涯学習的な利用が多く、中学校区ごとに設置をしております地区公民館の補完施設としての役割が主な用途でございますので、公民館の利用料に準じて料金を設定しております。本議会におきまして、公民館の使用料も４％の引上げを教育委員会で予定していることから、同様の割合で引上げを実施するものでございます。一部具体例で御説明をさせていただきますと、表の中の午前、午後、夜間と半日単位で区分がございますが、午前の時間帯におきまして、表の上から会議室や和室等がこれまでの６５０円から

６７５円に、また、調理室が１，３１５円から１，３６５円、集会室が１，６５０円から１，７１５円の引上げとなっております。また、条文の中で一部文言の整理も実施させていただきます。詳細につきましては、資料別添のほうで新旧対照表を付けさせていただいておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。４番の条例の施行日ですが、本会議での条例改定をさせていただきました後、約６か月間の周知期間を経まして、令和８年１０月から新しい利用料金での施設の運用を開始したいと考えております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　お伺いしたんですけど、調理室は燃料費も含めての使用料なのでしょうか。

○大貫市民活動課長　例えばガス代とか電気代とかは使用料の中に入っている設定になっております。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料④土浦市手数料条例の一部改正（案）について、説明を願います。

○菊田市民課長　資料④をお願いします。１の条例改正の理由ですが、国が進める地方公共団体情報システムの標準化において、償却資産に関する証明を発行する機能が整備されたことから、租税公課に係る手数料の追加をすること、そして、物価高騰及び人件費の増大を背景として各種証明書発行に係る経費について、受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しを実施し、証明書発行手数料の改定について、土浦市手数料条例の一部改正を行うものです。２の条例改正の内容は、①租税公課に係る手数料の追加は、償却資産に関する証明手数料の分です。②受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しについては、住民基本台帳等の関連では、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しなどで、３００円を３５０円に改正するもので、また、租税公課の関連では納税証明書、市県民税課税証明書、固定資産評価証明書などで、こちらも３００円を３５０円に改正するものです。なお、多機能端末機による交付手数料は、据置で２００円のままとします。３の施行日は、①の租税公課に係る手数料の追加は令和８年４月１日から、②の受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しは令和８年１０月１日からです。条例改正の案文は、２ページに添付させていただいております。新旧対照表については、資料④別添をお願いします。①の租税公課に係る手数料の追加は、２ページ目で、償却資産に関する証明手数料を追加しています。②の受益者負担の適正化を図るための手数料の見直しは３ページから１４ページまで、手数料が３００円であったものを３５０円としております。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料⑤ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）、戸籍等氏名の振り仮名追加事業について、説明を願います。

○菊田市民課長　資料⑤アをお願いします。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８

回）（案）について、戸籍等氏名の振り仮名追加事業です。１の補正理由は、「戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載し、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記を実現する」としておりますが、国外転出していない、日本国内におられる方々は、旧氏関連について、住民基本台帳に住所が登録されており、住所と併せて登録して管理しております。ところが、国外転出者の場合は、住民基本台帳に住所地の登録が無いことから、旧氏の管理については戸籍の附票上に登録して管理します。そうした理由から、国外転出者は戸籍の附票に旧氏関連を記載するとしており、その上でマイナンバーカードへの旧氏関連の表記を実現することになります。また、２行目後半で「早期の住民票等の振り仮名記載を実現する」としておりますが、振り仮名に係る届出は、既に送付している通知において、誤りが無い場合は原則届出は不要としており、大多数の方は通知に記載した振り仮名により、令和８年度に一括して職権で戸籍へ記載することになります。ここで、全国的に大量のデータを扱いますので、各市町村で国から指定された期間でデータ処理を行います。日によっては、大量のデータが送付されることも想定され、そうした場合にもシステム上対応できるようにします。以上のことから、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムの機能整備を行う必要があり、実施するための財源として、国の補助金について、令和７年度補正予算が令和７年１２月１６日に成立したため、歳入及び歳出予算の増額補正を行うものでございます。なお、本予算については、年度内の完了が見込めないため、令和８年度に繰り越して実施させていただくものでございます。２の事業概要は、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修でございます。３の補正予算額は、歳入は１６款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金１９２万５，０００円、歳出は２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費、１２節委託料１９２万５，０００円の計上です。４の財源については、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補助率１０分の１０を活用いたします。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、つぎに、資料⑤イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）、斎場維持管理事業について、説明を願います。

○草間環境衛生課長　環境衛生課でございます。サイドブックスの資料⑤イ、令和７年度土浦市一般会計補正予算（第８回）（案）についてをお願いいたします。今回の補正予算は、市営斎場の運営に係る委託料、指定管理者指定管理料の増額補正でございます。１の補正理由でございますが、本委託料の算出につきましては、施設の運営経費見込み額から火葬場や式場などの利用料金収入見込み額を差し引いた額を委託料としておりまして、このうち利用料金収入につきましては、コロナ禍以降、特に通夜を行わない告別式のみの式場利用が増えていることにより、当初想定した収入を大きく下回っているところでございます。そのような中、施設の固定費である光熱費の支出は、電気・ガスの料金につきまして、価格高騰の長期化が続いており、その影響を受け、指定管理者も採算が見込めなくなっている状況となっており、先ごろ基本協定に基づく指定管理料変更

の申出書が提出されたところでございます。この電気・ガスの使用量や料金は、施設の性格上、大きく減らすことができないものでありますので、つきましては、３の各種料金及び使用量に記載のとおり、本市が指定管理者募集時に想定した電気・ガスそれぞれの単価に基づく算出料金と今年度の単価に基づく見込料金との差額について、補填を行いたいと考えており、２の補正予算額歳出の表、右から２列目に記載のとおり、指定管理に係る委託料７６６万２，０００円の増額補正をお願いするものでございます。なお、この電気・ガス料金の価格高騰の影響による増額補正につきましては、現在の指定管理者による施設管理の初年度である令和４年度以降毎年度行っており、令和４年度から６年度までの補填額につきましては、それぞれ４の過去の補填額に記載のとおりでございます。環境衛生課の説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、報告事項に移ります。資料⑥充填物が残ったスプレー缶等の拠点回収について、説明を願います。

○草間環境衛生課長　サイドブックスの資料⑥充填物が残ったスプレー缶等の拠点回収についてをお願いいたします。はじめに、１の拠点回収の必要性でございます。スプレー缶や卓上ガスボンベを家庭で使用し、ごみとして排出する際は、現在、資源物の缶回収として排出する方法と、燃やせないごみとして排出する方法の二通りがあり、いずれの場合も充填物を出し切ってから排出するよう案内をしているところでございます。以前は、これらスプレー缶等を排出する際は、穴を開けてから排出することとしておりましたが、過去に国内でスプレー缶１００本以上を廃棄するため、穴を開ける作業を屋内で行っていたところ、充填物が噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生しました。これにより環境省は、スプレー缶等に穴を開けずに充填物を出し切って家庭から排出させ、それを処理する体制をとるよう各自治体に通知しており、これを受け、本市におきましても穴を開けず、充填物を出し切ってから排出する方法に切替えておりますが、依然として充填物が残ったスプレー缶等の排出が見受けられております。そのため、ごみ収集車やごみ処理施設における事故防止の観点から充填物が残ったスプレー缶等に対応する必要がありますので、各中学校地区公民館において、充填物が残ったスプレー缶等の拠点回収を実施するものでございます。つぎに、２の開始時期でございますが、今後３か月程度の周知期間を考慮し、記載のとおり令和８年７月１日水曜日としております。つづきまして、３の今後のスケジュール（案）でございます。こちらも記載のとおり、令和８年４月上旬には、資源物の集積場を管理する自治会長宛て、充填物が残ったスプレー缶等の拠点回収開始を通知し、４月下旬に広報紙やホームページにおいて市民の皆様に対し同様の案内をいたします。その後、６月下旬には拠点回収施設となる各中学校地区公民館に専用の回収かごを設置しまして、７月１日から拠点回収を開始する予定でございます。つづきまして、４の今後の周知内容でございます。（１）まずは製品を最後まで使い切り、（２）スプレー缶等を振って音を確認するなどし、充填物を出し切ったか確認していただきます。スプレー缶等を振って「シャカシャカ」

「チャプチャプ」といった液体やガスの音がする場合は充填物が残っており、音がしない場合は充填物を出し切った状態と考えられます。（３）そのスプレー缶等に穴を開ける場合は火気のない風通しの良い屋外で行うこととし、（４）穴を開けた場合は、資源物集積場の缶回収として排出するか燃やせないごみとして排出するかのいずれかの方法で排出していただくこととなります。（５）一方、穴を開けない場合で、充填物を出し切ったか確認できた場合は、（４）の穴を開けたときと同様に排出していただけますが、（６）のように穴を開けず、充填物を出し切ったか確認できない場合や充填物が残っている場合は、危険性のあるごみとして、各中学校地区公民館の拠点回収に排出していただくこととなります。２ページをお願いいたします。５の使用済スプレー缶等の処分方法のフローチャートでございます。先ほど４の今後の周知内容で御説明いたしましたケースごとの排出方法を分かりやすくするため、フローチャートとしたものでございます。それぞれスプレー缶等に穴を開けた場合、穴を開けない場合における充填物確認の有無により排出先を示したものとなっております。最後に、６の拠点回収施設一覧でございます。表の着色部がこれまで御説明いたしました充填物が残ったスプレー缶等の拠点回収対象施設で、各中学校地区公民館合計８か所でございます。その他参考といたしまして、現在拠点回収を実施している小型充電式電池や小型家電、蛍光管につきましては、表のマル印が付いている市の施設や店舗等で行っております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○滝田委員　今回一般家庭のごみというか使用済みのスプレー缶等だとは思うんですけれども、市では事業系も回収して処理しているとは思うんですが、そういった事業系で各事業者、ごみ収集してる事業者にも周知はしているのでしょうか。

○草間環境衛生課長　こちらですね、元をただせばなんですが、まず地域の集積場に穴を開けていないスプレー缶、中身が残っているスプレー缶がいまだに出されているというような状況がございまして、ごみ収集事業者さんのほうで、パッカー車の中で爆発する可能性があるので、そういったごみを危険ごみということで、不適物の排出というシールを貼って集積場に残していってしまうというような状況が多数ございました。そういったものに対応するために、今回その充填物が残っているか確認できない、又は充填物が残ったスプレー缶等については、パッカー車のように巻き込んで圧力が掛からないような回収方法をとったほうがいいだろうということで、各中学校地区公民館で圧力を掛けないようにして回収するというものが今回の主な目的でございます。先ほど委員から御質問ありました事業系のごみにつきましては、事業者さんのほうで適切に排出しているというようなところもありまして、これまで環境衛生課には事業系のごみで回収されないスプレー缶等というような苦情やそういった問題というものはきていないような状況でございます。ただし、今回の取組に当たりましては、当然拠点回収を行うということで、そこに取りに行く業者さんがおりますので、そういった業者さんを含めて、ごみ収集を行っている市内の事業者さん全てにスプレー缶等はこういう回収方法を行いますよということと危険性が高いごみということで、穴が開いていなくて充填物が確認できないものの回収には注意してくださいというようなことで案内をする予定でございま

す。
○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、つぎに、資料⑦清掃センターごみクレーン外整備工事に伴う焼却炉停止期間中の対応について、説明を願います。
○草間環境衛生課長　サイドブックスの資料⑦清掃センターごみクレーン外整備工事に伴う焼却炉停止期間中の対応についてをお願いいたします。はじめに、１の概要でございます。先ほど令和８年度の主要事業において御説明しましたとおり、繰り返しになりますが、清掃センターでは令和６年度から８年度末までの３年間の継続費を設定し、清掃センターごみクレーン外整備工事として設備の大規模な更新工事を進めております。この工事に伴いまして、令和８年度には全ての焼却炉の運転を約２か月間停止させ、クレーンや高圧受電設備等の更新工事を行うこととなります。焼却炉の運転を停止している期間中は、当然ながら可燃ごみの焼却ができないため、市内で発生する可燃ごみの処理を近隣自治体や民間処理施設へ委託することとしておりますが、この外部への委託によるごみ処理は多額の経費を要することから、焼却炉の停止期間中、すなわち外部への処理委託をする約２か月間は、可燃ごみを減量化させることで外部委託によるごみ処理の経費を軽減できることから、市民の皆様に対しまして、なお一層の可燃ごみ減量化に御協力をお願いするものでございます。つぎに、２の焼却炉停止期間でございます。焼却炉の停止期間は、記載のとおり令和８年６月１日月曜日から令和８年７月３１日金曜日までの２か月間となりますが、工事の進捗状況により期間が短縮となる場合もございます。その下が工事の概略工程表でございますが、表に着色のある６月、７月の２か月間が工事工程の都合上、やむを得ず焼却炉を停止させる期間でございます。つづきまして、３の可燃ごみの処理委託でございます。本市における６月、７月の可燃ごみの想定排出量は今年度実績から算出しますと、１日当たり約１０８トンが見込まれます。この可燃ごみの処理を近隣自治体と民間処理施設に委託するわけですが、協議の結果、牛久市、阿見町においては１日当たりそれぞれ６トン、５トンの受入れが可能であったことからそれぞれ可燃ごみの処理をお願いするものでございます。なお、牛久市、阿見町へは、それぞれ近い区域で可燃ごみの収集を行っている委託業者が直接ごみ収集車で搬入することとなります。残る９７トンにつきましては近隣自治体で処理できないため、過去にも搬入実績のあった民間の処理施設に委託することとなります。こちらは、市内全域のうち牛久市、阿見町へ直接搬入する区域以外の可燃ごみを一度清掃センターへ集めた上で、清掃センターにおいて大型トレーラーに積み替え、民間処理施設へ搬入することで運搬経費の圧縮を図っております。なお、外部委託によるごみ処理の経費は、１日当たり約７００万円を想定しております。つづきまして、２ページをお願いします。４の可燃ごみ減量化の要請でございます。焼却炉が停止している期間に発生する可燃ごみを少しでも減らすため、市民の皆様に対しまして二つのポイントを伝えたいと考えております。（１）分別収集の推進としまして、排出される資源物や生ごみを適切に分別することで可燃ごみの減量化につながることから、より一層の適切な分別排出をお願いす

るものでございます。（２）可燃ごみの排出時期調整としまして、可燃性の粗大ごみや草、剪定枝のような一定期間保管が可能であるごみや腐敗しないごみについては、できるだけ焼却炉の停止期間中を避けた時期に排出していただくようお願いするものでございます。つづきまして、５の今後の予定でございます。表にありますとおり、来月３月上旬には各町内会宛て、町内清掃や町内会で実施するボランティア清掃は焼却炉停止期間を避けた日程でその実施を依頼したいと考えております。つぎに、年度明けの４月下旬には、市民や事業者に対し広報紙やホームページを活用し、これまで御説明してきた可燃ごみの減量化について協力を要請するとともに、清掃センターの入口においても看板を設置するなどし、可燃ごみの減量化について協力を要請いたします。つづいて、５月下旬には焼却炉の停止をホームページにおいて案内し、工事完了後の７月下旬には焼却炉の運転再開を同じくホームページにおいて案内いたします。最後に、６のその他でございます。集積場のごみ収集や粗大ごみの戸別収集、清掃センターへのごみの直接持込みは、これまで御説明したとおり、焼却炉停止期間中はごみの減量化について協力を求めることとしておりますが、利用を制限するものではなく通常どおり利用することが可能でございます。また、焼却炉の停止期間中は、各種設備の稼働が停止することにより清掃センターで行っている施設見学を休止することといたします。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員　町内会によっては相当分別収集が徹底されているところもありますよね。ただし、その町内会でも個別によってまた変わってくるんだよね。もっともっと徹底するためには、やっぱりごみ処理にはこんなにお金がかかるんですよと、そういうことも併せて市民に知らせるようにすればいいんじゃないかと思います。

○草間環境衛生課長　御意見ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。これは令和６年度実績でございますが、年間市民１人当たりでごみ処理に係る費用というのが１万７，３００円ぐらいございます。１４万２，０００人いますので２５億弱ぐらい１年間で土浦市内でごみ処理に掛かっている経費ということで、これだけ掛かっているんだということを市民の皆様に御案内することでごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

○目黒委員長　ほかに御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、そのほか市民生活部からございますでしょうか。

○皆藤市民生活部長　ございません。

○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、ないようですので市民生活部の皆様は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（市民生活部退席）

（羽成産業経済部長・岡田農林水産課長入室）

○目黒委員長　それでは、その他といたしまして、財産の貸付について、岡田農林水産課長より説明を願います。

○羽成産業経済部長　本日お時間をいただきましたのは、３月定例会に上程させていただきます財産の貸付ということで、案件としましては、土浦地方卸売市場株式会社に貸しております土地、建物の契約更新となりますが、本件につきまして、御説明させていただきたいと存じます。この物件につきましては、昭和６０年に市が公設市場として開設したものでございますが、平成２８年の民営化に伴いまして、市場の開設者を土浦市から会社のほうに移管する際に議会の議決をいただきまして、現在の土地建物賃貸借契約を行っているものでございます。財産用途につきましては、普通財産のほうに切換えをさせていただきまして、総務部へ引継ぎを行いまして、以後料金徴収などの手続につきましては、管財課で行ってございますが、契約内容などに関しましては、農林水産課で行っているものでございます。今回契約の更新内容につきまして、先ほど産業建設委員会の皆様にもお諮りしたところでございます。その内容を御報告申し上げたいと思います。詳細につきましては、農林水産課長より御説明申し上げます。

○岡田農林水産課長　それではお手元の資料に基づきまして説明させていただきます。先ほど部長からお話ありましたように、３月で現在の契約期間満了ということでございまして、契約の更新についてお諮りするものでございますが、経緯といたしまして平成２８年４月からの民営化の後に、開設を土浦地方卸売市場株式会社に承継いたしまして１０年間の貸借契約というのを行っております。１０年前の民営化の際に、経営の安定化に向けまして土地使用料については減免、建物については無償という形で使用貸借で貸付を行っております。こちらは施設修繕費用を株式会社が負担するということを条件にしております。今回１０年間の使用期間が満了するということで、世界規模で新型コロナウイルスの影響を受けたということで、そういった発生によりまして年間取扱高が減少するなどがあって、著しく市場側が影響を受けたということなので、このコロナ禍の３年間を猶予期間と考えまして、今回の契約につきましては３年間の貸借期間で現行の契約内容を据え置くという形で契約を進めてまいりたいと考えております。３ページに議案内容と４ページに地図を記載してございますが、こちらの内容で議案の提出をさせていただきたいと考えております。先ほどもございましたように、賃借料の徴収というのが、現在管財課のほうで徴収をお願いしているという状況でございます。以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、羽成産業経済部長及び岡田農林水産課長は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（羽成産業経済部長・岡田農林水産課長退席）

○目黒委員長　つぎに、政務活動費の審査のための総務市民委員会についてです。本年も、４月２１日火曜日に委員会の開催を予定しておりますが、昨年から会派の経理責任者及び無所属議員にも御出席いただき、政務活動費の詳細な使途等についての質疑があ

った際には、御対応いただくことにいたしました。本年につきましても、昨年同様とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。